

福祉

8月は 児童扶養手当現況届の提出月です

▶申し込み・問い合わせ 子育て支援課 ☎73-3016

児童扶養手当を受ける資格のある人（全部支給停止も含む）は、毎年8月中に現況届の手続きが必要です。

対象者には、個別に通知を送付しています。受給資格者本人が、手続きを行ってください。

※代理者による届け出は認められません。

受付期限 8月29日（金）まで

受付場所 子育て支援課

※支所での受け付けは行いません。

時間外受付日時

《平日》8月7日（木）、13日（水）、26日（火）
午後5時30分～7時30分

《休日》8月17日（日）
午前8時30分～午後1時

場所 三豊市役所 西館

手続きに必要なもの

- ・現況届のお知らせ通知「児童扶養手当現況届の提出について」
- ・児童扶養手当証書
- ※全部支給停止の人は不要。
- ・一部支給停止適用除外事由届出書（緑色の用紙）および添付書類
- ※対象者には6月に郵送済。
- ※必要に応じて、状況を確認するため、書類の提出をお願いする場合があります。

くらし

本人通知制度に登録しましょう

▶申し込み・問い合わせ 市民課 ☎73-3005

本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄本などを、本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録していた本人に對して、その事実を郵送により通知する制度です。

対象

市内に住民登録や本籍のある人
※過去にあった人も含む。

申請先

市民課または各支所

※マイナンバーカードなど、本人確認ができるものを持参してください。

※郵送による申請も可能です。

不正請求や不正取得を抑制し、権利侵害の防止を目的としています。

▲詳細はこちらから

市役所

①事前登録 ②交付請求 ③交付 ④通知

※第三者：弁護士や司法書士などの八士業や、業務履行や権利行使の正当な理由のある人

登録者（本人） 代理人・第三者※

福祉

重度の障がいのある人に手当を支給します

▶申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

対象者には、8月初旬に案内を送付しますので、所得状況届を提出してください。

提出期限 8月29日（金）まで

提出先 福祉課または各支所

特別障害者手当

受給資格者

日常生活において、常時特別の介護を必要とする、20歳以上の在宅で生活している人

手当月額（4月現在）
29,590円

障害児福祉手当

受給資格者

日常生活において、常時介護を必要とする、20歳未満の在宅で生活している人

手当月額（4月現在）
16,100円

特別児童扶養手当

受給資格者

重度または中度以上の障がいのある20歳未満の子どもを、監護・養育している父母または養育者

手当月額（4月現在）

- 1級重度障がい児 56,800円
- 2級中度障がい児 37,830円

※所得制限など、その他条件により受給できない場合があります。

※初めて手当を受ける人は、福祉課へお問い合わせください。

お知らせ

令和6年度 情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況

▶問い合わせ 総務課 ☎73-3000

情報公開制度

◇公開請求件数

市長 167件

教育委員会 155件

農業委員会 11件

公開件数

市長 56件

教育委員会 52件

一部公開件数

市長 4件

教育委員会 89件

市長 81件

教育委員会 7件

農業委員会 1件

◇非公開件数

市長 22件

◇審査請求件数

0件

個人情報保護制度

◇開示請求件数

開示件数 39件

一部開示件数 13件

不開示件数 25件

◇審査請求件数

0件

福祉

福祉年金を支給します

▶申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

対象（7月1日現在）

- ・身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、県発行の特定医療費（指定難病）受給者証を持っている人
- ・1年以上、市内に住所がある人
- ※転出・転入、死亡などにより、支給に制限があります。

支給額（年額）

8,000円～14,000円

※障がいの種類や程度、年齢により、支給額が異なります。

※65歳以上の人は半額。

申請方法

次の人は、福祉課または各支所で申請してください。

- ・新たに手帳の交付を受けた人（9月初旬に申請書を送付します）
- ・新たに特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受け、まだ申請していない人

必要書類

- ・各手帳、受給者証
- ・振込口座が分かるもの（通帳、キャッシュカードなど）

支給方法

12月中旬に指定口座に振り込み

次の場合は、届け出が必要です

- ・福祉年金を受給している人で、治療などで手帳または受給者証を返還した場合
- ・振込口座を変更する場合

健康

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ マイナ保険証などを利用して、高額な医療費を抑えましょう

▶申し込み・問い合わせ 健康課 ☎73-3014 / 県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

マイナ保険証を利用する場合

同月・同医療機関での医療費の支払いを、自己負担限度額まで抑えることができます。

※自己負担限度額は、世帯の所得状況などにより異なります。

マイナ保険証を保有していない場合

入院など医療費が高額になりそうな時は、事前に申請して、限度区分が併記された資格確認書の交付を受けてください。医療機関で提示すれば、自己負担限度額までの支払いに抑えることができます。

申請先 健康課または各支所

手続きに必要なもの

- ・後期高齢者医療資格確認書
- ・マイナンバーカードなど、本人確認ができるもの
- ・91日以上の入院日数が確認できる領収書（食費軽減の申請時のみ）

※マイナ保険証の有無に関わらず、住民税非課税世帯の区分Ⅱで食費軽減を受ける人は、申請が必要です。

・今年度の住民税・課税所得証明書または非課税証明書（本人または世帯員が、1月1日に市内に在住していなかった場合のみ）